

# 兵庫県公報

平成25年4月1日 月曜日 第3号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 歳入の収納事務の委託（教育委員会事務局人権教育課）	1

## 教育委員会告示

### 兵庫県告示第546号の2

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、旧高等学校奨学資金貸与規則（平成14年兵庫県教育委員会規則第14号）、旧勤労生徒奨学資金貸与規則（昭和50年兵庫県教育委員会規則第1号）及び旧地域改善対策奨学資金貸与規則（昭和62年兵庫県教育委員会規則第10号）に係る奨学資金貸付金償還金の収納の事務を、公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会に次のとおり委託した。

平成25年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 委託した歳入の名称  
高等学校奨学資金貸与事業、勤労生徒奨学資金貸与事業及び地域改善対策奨学資金貸与事業に係る奨学資金貸付金の償還金
- 委託した事務の範囲  
歳入の収納事務
- 委託した相手方の住所及び氏名  
神戸市中央区下山手通4丁目15番3号  
公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会  
理事長 吉本知之
- 委託の年月日  
平成25年4月1日
- 収納の方法  
収納受託者は、貸付金の償還金の収納をするときは、その権限のあることを示す証票又はその権限を証明する書類を収納義務者に示すものとする。